

議案第22号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月11日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、規定整備が必要であるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第7項第2号中「、条例第11条の2第1項の規定による請求にあつては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあつては」を削る。

第13条第2項第4号中「定める職員に準ずる」を「掲げる職員に準ずる者として」に改める。

第29条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条の2の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「9歳」を「満12歳」に、「を養育する」を「又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次に掲げる子（以下「障害児等」という。）を養育する」に、「看護（）」を「看護等（）」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する子
- (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である子
- (3) 児童福祉法第6条の2第1項に定める小児慢性特定疾病にかかっている子
- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児

(5) 前各号に掲げる子に準ずる子として教育委員会が定める子

第29条の2第2項から第5項までの規定中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第6項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第30条の2第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の5条を加える。

(子育て部分休暇)

第30条の3 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。

2 条例第18条の3第1項の規則で定める子は、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。

3 職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
- (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。

(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (2) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (3) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (4) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇
- (5) 条例第18条第1項に規定する介護休暇
- (6) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

第30条の5 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲

げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の6 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第30条の7 条例18条の5第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第31条中「及び前2条」を「、第30条及び第30条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第29条第3項第1号の改正規定 令和7年6月1日

（施行前の準備）

- 2 この規則による改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 1～6項 省略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 8～10項 省略 (年次有給休暇の付与) 第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。 2 次に掲げる者で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となったもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第2に定める日数とする。 (1) 東京都の職員 (2) 他の特別区の職員	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 1～6項 省略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては</u>小学校就学の始期に達した場合 8～10項 省略 (年次有給休暇の付与) 第13条 条例第15条第2項に定める新たに条例の適用を受けることとなった者(次項に掲げる者を除く。)のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第1に定める日数とする。 2 次に掲げる者で、新たに条例の適用を受けることとなる前にその者に適用されていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例等(以下「旧条例等」という。)から引き続き条例の適用を受けること(以下「異動」という。)となったもののその年度の年次有給休暇の日数は、別表第2に定める日数とする。 (1) 東京都の職員 (2) 他の特別区の職員

改正後	改正前
(3) 国又は他の地方公共団体（東京都及び他の特別区を除き、年次有給休暇についてこの項に相当する定めがある場合に限る。）の職員 (4) 前3号に<u>掲げる職員に準ずる者として</u>教育委員会が定める職員 3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の適用を受けていた会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。以下同じ。）が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該会計年度任用職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えて得た日数とする。 （リフレッシュ休暇） 第29条第1・2項 省略 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>拘禁刑</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (2) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（教育委員会が別に定めるもの	(3) 国又は他の地方公共団体（東京都及び他の特別区を除き、年次有給休暇についてこの項に相当する定めがある場合に限る。）の職員 (4) 前3号に<u>定める職員に準ずる</u>教育委員会が定める職員 3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の適用を受けていた会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。以下同じ。）が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該会計年度任用職員のその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与された日数に、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えて得た日数とする。 （リフレッシュ休暇） 第29条第1・2項 省略 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>禁錮(こ)</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (2) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（教育委員会が別に定めるもの

改正後	改正前
を除く。)を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (3) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、条例第16条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の2分の1以上の期間勤務しなかった者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日から教育委員会が定める日まで <u>(子の看護等休暇)</u> 第29条の2 <u>子の看護等休暇</u>は、<u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)<u>又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次に掲げる子(以下「障害児等」という。)</u>を<u>養育する</u>職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要な当該子の世話<u>若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする</u>ことをいう。<u>第6項</u>において同じ。))のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 <u>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する子</u> <u>(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成</u>	を除く。)を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (3) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、条例第16条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の2分の1以上の期間勤務しなかった者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日から教育委員会が定める日まで <u>(子の看護休暇)</u> 第29条の2 <u>子の看護休暇</u>は、<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)<u>を養育する</u>職員が、当該子(次項において「養育する子」という。)の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要な当該子の世話<u>を行う</u>ことをいう。<u>第4項</u>において同じ。))のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

改正後	改正前
<u>17年法律第123号) 第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である子</u> <u>(3) 児童福祉法第6条の2第1項に定める小児慢性特定疾病にかかっている子</u> <u>(4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児</u> <u>(5) 前各号に掲げる子に準ずる子として教育委員会が定める子</u>	
2 <u>子の看護等休暇</u>は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認められる期間について承認する。	2 <u>子の看護休暇</u>は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認められる期間について承認する。
3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の<u>子の看護等休暇</u>は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、<u>子の看護等休暇</u>の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。	3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の<u>子の看護休暇</u>は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、<u>子の看護休暇</u>の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
4 <u>子の看護等休暇</u>の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。	4 <u>子の看護休暇</u>の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。
5 1時間を単位として承認した<u>子の看護等休暇</u>（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した<u>子の看護等休暇</u>を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。	5 1時間を単位として承認した<u>子の看護休暇</u>（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した<u>子の看護休暇</u>を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。
6 教育委員会は、<u>子の看護等休暇</u>を承認するときは、当該子の<u>看護</u>	6 教育委員会は、<u>子の看護休暇</u>を承認するときは、当該子の<u>看護を</u>

改正後	改正前
<u>等を</u>必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。 (介護時間) 第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第15条の規定による部分休業<u>又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業<u>又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。 5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までにシステムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。 6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場	必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。 (介護時間) 第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。)内において承認する。 2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 教育委員会は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。 5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までにシステムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。 6 教育委員会は、介護時間の申請について、条例第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場

改正後	改正前
合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。 <u>(子育て部分休暇)</u> <u>第30条の3 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、</u> <u>1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。</u> <u>2 条例第18条の3第1項の規則で定める子は、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。</u> <u>3 職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> <u>4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。</u> <u>5 子育て部分休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</u> <u>6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u> <u>7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u>	合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。 <u>(新設)</u>

改正後	改正前
8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。 (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。 (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。 (対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。 (1) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限 (2) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限 (3) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限 (4) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇 (5) 条例第18条第1項に規定する介護休暇 (6) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間 第30条の5 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項	

改正後	改正前
<u>は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 介護両立支援制度等</u> <u>(2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先</u> <u>(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</u> <u>2 条例第18条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。</u> <u>(1) 面談による方法</u> <u>(2) 書面を交付する方法</u> <u>(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</u> <u>第30条の6 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）</u> <u>は、次に掲げる措置とする。</u> <u>(1) 面談</u> <u>(2) 書面の交付</u> <u>(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第30条の7 条例18条の5第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置</u>	

改正後	改正前
<u>とする。</u> <u>(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供</u> <u>(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u> (期間計算) 第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで、<u>第30条及び第30条の2</u>の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。 <u>附 則 (令和7年3月11日世教委規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 次項の規定 公布の日</u> <u>(2) 第29条第3項第1号の改正規定 令和7年6月1日</u> <u>(施行前の準備)</u> <u>2 この規則による改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、令和7年4月1日前においても行うことができる。</u>	(期間計算) 第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで<u>及び前2条</u>の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」
改正案の概要について

1 改正趣旨

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正及び3月3日に開催された区議会第1回定例会において可決された「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため。

2 改正内容

項目	内容
育児を行う職員の超過勤務の制限（免除）の対象となる職員の拡大 【幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下、「幼教勤務時間条例施行規則」という）第8条の2】	職員が子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲 【見直し前】 3歳に満たない子を養育する職員 【見直し後】 <u>小学校就学の始期</u>に達するまでの子を養育する職員
子の看護休暇の見直し 【幼教勤務時間条例施行規則第29条の2】	（1）対象職員の拡大 【見直し前】 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員 【見直し後】 <u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（<u>障害者手帳の交付を受けている障害児等については、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。</u>）を養育する職員 （2）取得事由の拡大 <u>子の行事参加（入園・入学式、卒園式・卒業式等）及び感染症に伴う学級閉鎖等を追加</u> （3）休暇名称の変更 （1）・（2）にかかる改正を踏まえ、休暇名称を「子の看護等休暇」に改める。

子育て部分休暇の新設 【幼教勤務時間条例施行規則第 30 条の 3】	【制度概要】 (1) <u>対象職員</u> 満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。）を養育する職員 (2) <u>取得単位</u> 正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として承認 ※部分休業と同時に取得する場合は、部分休業と子育て部分休暇とを合わせて、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で承認する。 (3) <u>給与の取扱い</u> 承認期間はすべてと無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とする。
仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等 【幼教勤務時間条例施行規則第 30 条の 4～7】	仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境を整備するため、次の措置等について定める。 (1) 職員が対象家族の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た場合の、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（介護両立支援制度等）その他の規則で定める事項の周知及び請求等の意向を確認するための面談等 (2) 職員が 40 歳に達した日の属する年度における当該職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供 (3) 職場環境の整備（研修等の開催、相談体制の整備等）

3 新旧対照表
別紙のとおり

4 施行予定日
令和 7 年 4 月 1 日

6 特人委給第 649 号
令和 7 年 3 月 4 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

人事・給与制度改革に係る関係規程の整備について（回答）

令和 7 年 3 月 3 日付 6 世教職第 1073 号により承認申請のあった規則案について、承認します。